

埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱

(通則及び趣旨)

第1条 県は、障害児(者)の福祉の増進を目的として、第3条に規定する事業に関して市町村(ただし、さいたま市を除く。以下同じ。)が支弁した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域活動支援センター(サービス向上型)事業」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る等、地域の実情に応じた支援を行うことを目的として、「埼玉県地域活動支援センター(サービス向上型)事業実施要綱」(平成25年5月28日付け障支第33-1号障害者支援課長通知)に基づいて実施される事業をいう。

2 この要綱において、「生活ホーム事業」とは、身体障害者及び知的障害者で自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等でそれができない者の社会的自立の助長を図ることを目的として、「埼玉県生活ホーム事業実施要綱」(昭和63年6月15日付け障福第507号生活福祉部長通知)に基づいて実施される事業及び、障害者の地域生活への移行を支援することを目的として、「障害者暮らし体験事業実施要綱」(平成18年7月6日付け障福第538号福祉部長通知)に基づいて実施される事業をいう。

3 この要綱において、「重度障害者居宅改善整備事業」とは、身体障害者の日常生活の環境改善と自立を促進することを目的として、身体障害者が居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に補助を行う事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、市町村が行う次の各号の事業を対象とする。

- (1) 地域活動支援センター(サービス向上型)事業
- (2) 生活ホーム事業
- (3) 重度障害者居宅改善整備事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費については次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号の事業
別表1-1又は別表2の第3欄に定める対象経費
- (2) 前条第3号の事業
別表3の第2欄に定める対象経費

(補助額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、次の各号のとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号の事業

別表1-1又は別表2の第1欄に定める種目ごとに、市町村における当該経費の実支出額（当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入の額を控除した額。）と別表1-1又は別表2の第2欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額に別表1-1又は別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内において知事が定める。

(2) 第3条第3号の事業

市町村における当該経費の実支出額（当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入の額を控除した額。）と別表3の第1欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額に別表3の第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内において知事が定める。

2 なお、前項の規定により各事業ごとに算出した額において、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請手続)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。

3 規則第4条第2項第1号から第5号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第1項に規定する申請書は、各年度知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額に変更を生じた場合は、様式第2号による変更交付申請書を各年度知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(補助金交付の方法)

第9条 知事は、規則第5条の規定により交付の決定をした額を、概算払いの方法により交付できるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出は、毎会計年度終了後速やかに行うものとする。

(交付確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月22日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する

付 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1-1 地域活動支援センター（サービス向上型）事業

第 1 欄	第 2 欄		第 3 欄	第 4 欄
種 目	基 準 額		対象経費（※1）	補助率
地域活動支援センターA型	次の基準単価の合計と補助対象者（施設の運営主体）の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額から、市町村単独補助事業分として6,000,000円を差し引いた額とする。（※2）		施設の運営に要する人件費、事務費及びその他の経費又は運営費の助成に要する経費	1 / 2
	基本分	14,466,000円		
	重度加算分	実施要綱第5条第2項の重度障害者の割合に応じて別表1-2により算定された額		
	就労支援加算分	実施要綱第9条第4項に適合する就労支援員を配置しているとして別表1-2により算定された額		
地域活動支援センターB型	次の基準単価の合計と補助対象者（施設の運営主体）の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額から、市町村単独補助事業分として6,000,000円を差し引いた額とする。（※2）		施設の運営に要する人件費、事務費及びその他の経費又は運営費の助成に要する経費	1 / 2
	基本分	12,349,000円		
	重度加算分	実施要綱第5条第2項の重度障害者の割合に応じて別表1-2により算定された額		
	就労支援加算分	実施要綱第9条第4項に適合する就労支援員を配置しているとして別表1-2により算定された額		
地域活動支援センターC型	次の基準単価と補助対象者（施設の運営主体）の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額から、市町村単独補助事業分として6,000,000円を差し引いた額とする。（※2）		施設の運営に要する人件費、事務費及びその他の経費又は運営費の助成に要する経費	1 / 2
	基本分	8,116,000円		

※1 対象となる地域活動支援センターの運営主体は、次のものをいう。

- (1) 市町村（市町村から委託された者を含む。）
- (2) 社会福祉法人又は特定非営利活動法人等

※2 事業が1年に満たない場合、地域活動支援センターA型及びB型は、基本分+重度加算分+就労支援加算分を加えた額を12で除して得た額に事業月数（1月未満は1月とする。）を乗じて得た額と対象経費を比較して少ない方の額から、500,000円×事業月数を差

し引いた額を基準額とする。地域活動支援センターC型は、基本分を12で除して得た額に事業月数（1月未満は1月とする。）を乗じて得た額と対象経費を比較して少ない方の額から、500,000円×事業月数を差し引いた額を基準額とする。

別表1-2

		地域活動支援センター A型	地域活動支援センター B型
重度加算分 (※)	実利用人員 ~20%	1,058,000円	529,000円
	~40%	2,116,000円	1,058,000円
	~60%	4,233,000円	2,116,500円
	~80%	6,349,000円	3,174,500円
	~100%	8,466,000円	4,233,000円
就労支援加算		2,116,000円	

※ 実利用人員に占める重度障害者の割合に応じた、右欄に掲げる額を基準額とする。

別表2 生活ホーム事業

第1欄	第2欄		第3欄	第4欄
種目	基準額		対象経費(※1)	補助率
生活ホーム 運営費	次の基準単価×延べ利用日数とする。		生活ホームの運営に要する指導員人件費、指導員室借上費及び指導経費(旅費、役務費及び需用費)又は運営費の助成に要する経費	1/2 ただし、入居者が居住地を有しないか、明らかでない場合にあっては10/10
	基本分	入居者1人当たり 日額 2,460円		
	入院時支援加算(※2)	入居者1人当たり 日額 1,240円		
暮らし体験 事業運営費	次の基準単価×延べ体験日数(※3)とする。 基準単価:入居者1人当たり日額 2,460円		暮らし体験事業としての生活ホーム及びグループホーム(※4)の運営に要する指導員人件費、指導員室借上費、指導経費(旅費、役務費、需用費)又は運営費の助成に要する経費	1/2

※1 対象となる生活ホームの運営主体は、次のものをいう。

ただし、平成21年3月31日までに市町村の長から承認を受けたもの。

- (1) 市町村(市町村から委託された者を含む。)
- (2) 社会福祉法人又は障害者の福祉に関する団体

※2 長期間にわたる入院が必要な利用者に対し、生活ホームの職員が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。ただし、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、入院時支援加算が算定される場合にあっては少なくとも6日につき1回以上、病院又は診療所を訪問する必要があること。

※3 「延べ体験日数」とは、体験者の年間の延べ日数とする。

※4 グループホームとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第5条第15項の規定による共同生活援助をいう。

別表3 重度障害者居宅改善整備事業

第1欄		第2欄	第3欄
基準額		対象経費(※1)	補助率
基準単価 360,000 円と補助対象者(居宅改善を行う身体障害者)の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額。 ただし、算出された額に世帯階層ごとに次の数を乗じる。		居宅の屋内及び屋外を障害に応じて改善する場合に要する費用	1 / 2
世帯階層	乗数		
生活保護世帯	10 / 10		
その他の世帯	2 / 3		

※1 補助金交付の対象となる経費は、次の(1)に掲げる要件のいずれをも満たす身体障害者が、居宅の屋内及び屋外を障害に応じて改善する場合に要する費用とする。

ただし、当該身体障害者に対する補助は、1回限りとし、(2)に掲げる場合は補助対象外とする。

(1) 補助金交付の対象となる身体障害者

ア 県内に居住地を有すること。

イ 下肢又は体幹に障害を有する身体障害者手帳の記載が1級又は2級の者。

ウ 補助対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が198,000円以下(平成21年7月1日以降は100,500円以下)であること。

(2) 補助対象外となる場合

ア 居宅の新築、増築及び改築

イ 介護保険の給付対象となる住宅改修

ウ 日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修

様式第1号（第6条関係）

令和 年度 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長名

下記により埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 関係書類

- | | |
|-------------|-----|
| （1）申請額算出書 | 別紙1 |
| （2）申請額算出内訳書 | 別紙2 |
| （3）事業計画書 | 別紙3 |

様式第2号（第7条関係）

令和 年度 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金変更交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長名

下記により埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-----------------|---|-----|
| 1 変更後の補助金の交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 関係書類 | | |
| （1）申請額算出書 | | 別紙1 |
| （2）申請額算出内訳書 | | 別紙2 |
| （3）事業計画書 | | 別紙3 |

様式第3号（第8条関係）

令和 年度 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金については、下記のとおり交付決定します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法

3 条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所及び事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (5) 当該補助の対象者（間接補助事業者）に対し、当該補助金を交付するに際しては、この要綱及び（1）から（3）までの規定に準じた条件及び（4）の条件を付すこと。

4 関係書類

(1) 交付決定額内訳書

別紙

様式第4号（第8条関係）

令和 年度 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金について令和 年 月 日付け 第 号の変更交付申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 変更後の交付決定額 金 円

2 支払方法

3 条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事務所及び事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (5) 当該補助の対象者（間接補助事業者）に対し、当該補助金を交付するに際しては、この要綱及び（1）から（3）までの規定に準じた条件及び（4）の条件を付すこと。

4 関係書類

(1) 変更交付決定額内訳書

別紙

様式第5号（第11条関係）

令和 年度 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金事業が完了したので補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 関係書類

- | | |
|--------------|-----|
| （1）精算額算定書 | 別紙1 |
| （2）精算額算出内訳書 | 別紙2 |
| （3）事業実施状況報告書 | 別紙3 |

2 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

様式第6号（第12条関係）

令和 年度 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金については、令和 年 月 日付け 第 号の事業実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 関係書類
(1) 補助金額内訳書

別紙